

## 浜松市やらまいか大使設置要綱

### (設置)

第1条 浜松市の都市的魅力、地域資源等を国内外に広く発信するため、「浜松市やらまいか大使」(以下「大使」という。)を設置する。

### (委嘱)

第2条 大使は、本市の持つ都市的魅力、地域資源等をあらゆる機会に情報発信する大使の設置の趣旨に賛同した者で、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 産業・経済・教育の分野で活躍する本市出身の者又は市内に15年以上在学、又は在住歴が有る者

(2) 芸能・文化・スポーツの分野で活躍する本市出身の者又は市内に在学、又は在住歴が有る者

(3) 本市の主要事業等に貢献した者又は貢献することが見込まれる者

### (任期)

第3条 大使の任期は、2年とする。ただし、年度の途中で委嘱された場合は、委嘱の日から翌年度末までとする。

2 大使の再任は妨げない。ただし、任期終了前に本人の活動状況を勘案して再任を決定するものとし、再任する場合は、本人に大使を継続する意思を確認する。

### (解職)

第4条 市長は、大使が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、解職することができる。

(1) 本人が任期の途中で死亡したとき。

(2) 本人が特別な理由により大使の職を辞する意思を表示したとき。

(3) 疾病等により、大使の活動を続けることが困難なとき。

### (人数)

第5条 大使の人数は、100名程度とする。

### (活動内容)

第6条 大使は、次に掲げる活動を行う。

(1) 本市の持つ都市的魅力、地域資源等の情報発信を行うこと。

(2) 本市のシティプロモーション事業について提言を行うこと。

(3) 前2号に定めるもののほか、本市の都市イメージの向上及び都市ブランドの確立を図るための事業に可能な範囲で協力すること。

### (大使への情報提供)

第7条 大使には、浜松市が発行する定期刊行物その他の各種の情報を定期的に送付する。

### (報酬等)

第8条 大使に対する報酬等の対価の支給及び旅費等の費用弁償は行わない。ただし、

本市が主催する事業に出席する場合その他必要があると認める場合は、この限りでない。

(専用名刺等)

第9条 大使には、専用名刺を贈呈する。

(事務局)

第10条 大使の設置、運営等に関する事務局は、産業部観光・シティプロモーション課に置く。

(細目)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。